

令和6年12月9日  
国 税 庁

## 令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の 石川県七尾市及び羽咋郡志賀町における終了について

- 1 国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、国税通則法第11条及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、令和6年1月12日付国税庁告示により、石川県・富山県に納税地のある方について、令和6年1月1日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。
- 2 今般、被災後の状況等を踏まえ、令和6年12月9日付国税庁告示により、石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に納税地がある方について、令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納付等の期限を令和7年1月31日とすることとしました。  

(注1) 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除いた地域（金沢を含む石川県の中南部）、並びに富山県に納税地を有する方については既に告示により申告・納付等の期限を延長する措置を終了しております。

(注2) 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町については、申告・納付等の期限を延長する措置を継続します。
- 3 ただし、令和6年能登半島地震の影響により期日までに申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き期限延長措置を受けることが可能です。この手続は、申告等と同時に申請いただくことも可能ですので、状況が落ち着いてから最寄りの税務署にご相談いただくようお願いします。
- 4 また、申告は可能であっても、令和6年能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

(注3) 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方の申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況にも十分配慮して検討してまいります。

## ○ 期日を指定する地域について

都道府県名	地 域
石 川 県	七尾市、羽咋郡志賀町